

●香川県告示第199号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和8年10月30日

香川県知事 池 田 豊 人

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

東京都中央区京橋二丁目1番3号 京橋トラストタワー8F

レック株式会社 代表取締役社長 青木 光男

(2) 事業場の所在地及び名称

三豊市仁尾町仁尾辛43番地2

レック株式会社四国工場

(3) 特定施設に関する事項

設置しようとする特定施設

種 類		紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する薬液浸透施設	
能 力		100m/分 1基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	工事着手後1週間程度	
	使用開始予定年月日	工事完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続使用	
排出さ れる汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	7.0	4.0～12.0
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	10,000	60,000
	化学的酸素要求量 (mg/L)	5,000	30,000
	浮遊物質濃度 (mg/L)	10	150
	窒素含有量 (mg/L)	1	50
	りん含有量 (mg/L)	0.05未満	5
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	10	200
	大腸菌数 (CFU/mL)	0	300
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		0.2	0.2

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

産業廃棄物として処理する。

(5) 排出水の汚染状態及び量

区 分		排 水 口 No.3	
排水 の汚染	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	7.6	5.8～8.6

状態	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	2.4	10
	化学的酸素要求量 (mg/L)	7	20
	浮遊物質量 (mg/L)	16	30
	窒素含有量 (mg/L)	8.7	20
	りん含有量 (mg/L)	0.05未満	5
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	1未満	5
	大腸菌数 (CFU/mL)	0	300
排水水の量 (m ³ /日)		(変更前) 0 (変更後) 22	(変更前) 3.5 (変更後) 42

区 分		排 水 口 No.5	
排水水の汚染状態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	7.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	5未満	10
	化学的酸素要求量 (mg/L)	2.7	10
	浮遊物質量 (mg/L)	2未満	10
	窒素含有量 (mg/L)	3.2	10
	りん含有量 (mg/L)	0.2	5
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	5未満	10
	大腸菌数 (CFU/mL)	2	300
排水水の量 (m ³ /日)		43	79.5

区 分		排 水 口 No.10、No.11	
排水水の汚染状態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	7.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	2.2	10
	化学的酸素要求量 (mg/L)	1未満	10
	浮遊物質量 (mg/L)	5未満	10
	窒素含有量 (mg/L)	1.59	10
	りん含有量 (mg/L)	1.23	5
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	1.4	5
	大腸菌数 (CFU/mL)	10未満	300
排水水の量 (m ³ /日)		(排水口No.10) 0 (排水口No.11) 0	(排水口No.10) 1.5 (排水口No.11) 2

ほかに排水口が7か所ある。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和8年10月30日から同年11月20日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

三豊市市民環境部環境衛生課